

参加無料！

フリーランス保護新法施行でどう変わる？ アニメ業界の働き方

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（フリーランス保護新法）が令和5年5月12日に公布されました。

令和6年秋頃を目途に施行され、個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられることとなります。

法施行により、フリーランスの働き方はどう変わるのか、受託者、発注者として押さえておくべきポイントは何なのか。

フリーランスで働く方が多いアニメ業界を例に、専門家が詳しく解説します。

セミナー（オンデマンド配信）

第1部 フリーランス保護新法のポイント

- フリーランス保護新法の概要、要点
- 発注者側に求められる対応
- フリーランスガイドラインとフリーランス・トラブル110番相談窓口

講師 弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士
小田 勇一 氏

東京弁護士会所属。
弁護士・ニューヨーク州弁護士。
主に独占禁止法、下請法の分野を専門とし、
数多くのセミナーに登壇するほか、
官公庁の事業にも携わっている。
著書・論文多数。



第2部 アニメ業界の働き方

- アニメ業界の働き方の現状
- フリーランス保護新法施行に伴う影響と今後の見通しについて

講師 株式会社ヒューマンメディア 代表取締役
小野打 恵 氏

幅広い分野のマーケティングコンサルタント、プランナー、プロデューサーとして活動。特にアニメ等のポップカルチャーやコンテンツ分野の調査・分析、産業振興、人材育成、デジタル化推進に携わっている。日本動画協会 人材育成委員会・デジタル制作環境委員会 副委員長。



配信期間

令和5年11月17日(金) ～ 令和6年3月15日(金)

※埼玉県公式YouTubeチャンネルで限定配信
※申込期限は令和6年3月12日(火)までとなります。

対象者

フリーランスの方、フリーランスに業務を発注する事業者の方

フリーランス個別労働相談会（オンライン・事前予約制）

フリーランス保護新法に関する内容のほか、
契約、ハラスメント、報酬未払い等のトラブルについてのご相談をお受けします。（Zoom開催）

※相談時間は30分以内となります。定員に達し次第、申込を締め切ります。

開催日

令和5年12月13日(水) 13:30～16:00

埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」



対象者

フリーランスの方、フリーランスに業務を発注する事業者の方

お申込み(インターネットのみの受付となります)

セミナー(オンデマンド配信)

県HPの申込フォームからお申込みください。

お申込み完了後、動画配信開始日までに動画URLをメールにてお送りします。

※申込期限：令和6年3月12日(火)

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0815/rodo/creator/20231117.html>

(内容)

第1部 フリーランス保護新法のポイント

フリーランス保護新法の概要、要点/発注者側に求められる対応/
フリーランスガイドラインとフリーランス・トラブル110番相談窓口

第2部 アニメ業界の働き方

アニメ業界の働き方の現状/
フリーランス保護新法施行に伴う影響と今後の見通しについて



【注意事項】

- ・通信環境の契約内容によっては、別途通信料が自己負担として発生します。

フリーランス個別労働相談会(オンライン・事前予約制)

開催日：令和5年12月13日(水) 13:30~16:00

※個別労働相談会は、セミナー申込完了後に申込可能となります。
セミナー申込完了後に送付される通知メールをご確認ください。

【注意事項】

- ・先着順にて順番を決定しますので、時間帯のご希望に添えない場合もございます。
- ・定員に達し次第、申込受付を終了いたします。
- ・お申込み完了後、相談の時間帯等について県からメールにてご連絡いたします。
- ・相談時間は1枠あたり30分以内となります。
- ・Zoomを使用しての開催となります。
- ・通信環境の契約内容によっては、別途通信料が自己負担として発生します。
- ・相談員のほか、運営スタッフとして埼玉県職員が同席いたしますので予めご了承ください。

※申込時にいただいた個人情報や相談会における相談内容については、個人情報保護法を順守し、ご本人の同意がない限り第三者には提供いたしません。

お問合せ先

埼玉県 産業労働部 多様な働き方推進課
働き方改革・テレワーク推進担当
TEL 048-830-4518
Mail a3960-09@pref.saitama.lg.jp